

ため池の防災減災対策に関する調査

結 果 報 告 書

令和 6 年 6 月

総務省行政評価局

前 書 き

降水量が少なく、大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保するために人工的に造成された農業用ため池（以下「ため池」という。）は、西日本を中心に全国に約 15 万箇所存在している。

他方で、ため池は江戸時代以前に築造され、劣化が進行しているものが多く、近年豪雨等によりため池が決壊する事例が頻発しており、人的被害も発生していることから、ため池の防災減災対策の実施が喫緊の課題となっている。

このため、令和元年 7 月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号）が施行され、所有者による都道府県知事へのため池情報の届出の義務付けや、市町村長によるハザードマップの作成等に係る規定が整備されたほか、2 年 10 月には防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号）が 12 年度末までの時限立法として施行され、都道府県知事が防災重点農業用ため池を指定し、劣化状況評価等の結果に基づき、防災工事を集中的かつ計画的に行う仕組みが整備された。

このように、ため池の防災減災対策に係る法的枠組みが整備され、各地域において新たな取組が開始されつつあるが、①豪雨や地震などの自然災害は毎年のように発生する中、年々老朽化が進むため池の決壊等の被害を防止するため、各地方公共団体は防災工事（ハード対策）の必要性を早急に見極めなければならないこと、②他方で、防災工事の実施には多くの予算と人員が必要であり、工事期間も長期に及ぶ場合があることから、防災工事の実施と同時にため池ハザードマップによる住民への災害に関する情報の周知など、減災対策（ソフト対策）も着実に実施することが求められている。

このような状況を踏まえ、本調査は、地方公共団体におけるため池の防災減災の取組の実態や課題を把握し、豪雨被害等の防止に向けた、防災工事の適切な実施と住民への迅速な情報提供の実現を促進するために実施したものである。

目 次

第1 調査の目的等.....	1
第2 調査結果.....	2
1 ため池の防災対策の実施状況	2
(1) 防災重点農業用ため池の指定状況	2
(2) 劣化状況評価等の実施状況	8
(3) 防災工事の実施状況	18
2 ため池の減災対策の実施状況	24
(1) ハザードマップの作成状況等	24
(2) 避難情報の住民への周知状況等	30
3 資料編	36

第 1 調査の目的等

1 目的

近年、豪雨や地震等の自然災害により多くの農業用ため池（以下「ため池」という。）が被災し、甚大な被害が生じる事例がみられる。

このような状況を踏まえ、令和元年 7 月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成 31 年法律第 17 号。以下「管理保全法」という。）が施行され、また、2 年 10 月には防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和 2 年法律第 56 号。以下「特措法」という。）が施行されるなど、ため池の防災減災対策の強化が図られている。

本調査は、ため池の決壊等による被害の防止に向けた取組を推進する観点から、地方公共団体におけるため池の防災減災の取組の実態、課題等を明らかにすることにより、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省、内閣府、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（11）、市町村（66）

①宮城県（仙台市、白石市、柴田町、山元町、利府町、大和町）、②福島県（郡山市、白河市、須賀川市、柳津町、会津美里町、新地町）、③大阪府（堺市、貝塚市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、熊取町）、④和歌山県（和歌山市、田辺市、紀の川市、広川町、有田川町、串本町）、⑤兵庫県（神戸市、相生市、三木市、南あわじ市、加東市、福崎町）、⑥岡山県（新見市、備前市、赤磐市、浅口市、里庄町、鏡野町）、⑦広島県（竹原市、尾道市、庄原市、東広島市、江田島市、神石高原町）、⑧香川県（高松市、坂出市、三豊市、直島町、綾川町、まんのう町）、⑨愛媛県（松山市、宇和島市、新居浜市、西予市、東温市、鬼北町）、⑩福岡県（北九州市、小郡市、嘉麻市、岡垣町、みやこ町、築上町）、⑪佐賀県（佐賀市、多久市、嬉野市、神埼市、大町町、江北町）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（東北、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所（兵庫）

4 実施期間

令和 4 年 10 月～6 年 6 月

第 2 調査結果

1 ため池の防災対策の実施状況

(1) 防災重点農業用ため池の指定状況

ア 制度の概要等

特措法第 4 条第 1 項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（令和 2 年農林水産省告示第 1845 号。以下「防災工事等基本指針」という。）に基づき、決壊により周辺の区域に被害を及ぼすおそれのあるため池を、防災重点農業用ため池として指定することができることとされている。

また、特措法第 4 条第 2 項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池として指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴くものとされている。

防災重点農業用ため池の指定要件は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行令（令和 2 年政令第 277 号。以下「特措法施行令」という。）及び防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 61 号。以下「特措法施行規則」という。）において、次表のとおり定められている。¹

表 1-(1)-① 特措法施行令及び特措法施行規則における防災重点農業用ため池の指定要件

防災重点農業用ため池の指定要件
- ため池からの水平距離が 100m 未満の浸水区域（当該ため池の決壊により浸水が想定される区域）に住宅又は学校、病院その他の公共の用に供する施設（以下「住宅等」という。）があるもの - 貯水量が 1,000 m³以上であり、ため池からの水平距離が 500m 未満の浸水区域に住宅等があるもの - 貯水量が 5,000 m³以上であり、浸水区域に住宅等があるもの - その他決壊した場合に、人的被害を及ぼすおそれ大きいと認められるもの

（注） 特措法施行令及び特措法施行規則に基づき、当省が作成した。

なお、「防災重点農業用ため池の指定等について」（令和 2 年 10 月 1 日付け 2 農振第 1844 号防災課長通知）によると、ため池防災支援システ

¹ 「防災重点農業用ため池の指定等について」（令和 2 年 10 月 1 日付け 2 農振第 1844 号防災課長通知）において、特措法施行令各号に規定する防災重点農業用ため池の指定要件と、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令（令和元年政令第 22 号）第 1 条各号に規定する特定農業用ため池（決壊した場合の浸水区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となるおそれのあるため池）の指定要件は同じものであるとされている。

このため、国又は地方公共団体が所有するものを除くため池について、防災重点農業用ため池の指定を行うに当たっては、あらかじめ又は同時に管理保全法第 7 条第 1 項に規定される特定農業用ため池にも指定することとされている。

なお、国又は地方公共団体が所有するため池は、管理保全法第 4 条第 3 項及び第 4 項に規定されるものを除き、管理保全法の対象から除かれている（管理保全法第 4 条第 1 項）ため、防災重点農業用ため池に指定される場合でも、特定農業用ため池には指定されない。

ム²等を用いた氾濫解析³を基に当該ため池に係る浸水想定区域図を作成し、影響範囲（決壊に伴う流水により歩行が不可能となる範囲⁴）に住宅等が存在しないことを確認することにより、当該浸水でその居住者又は利用者の避難が困難となるおそれがないことが明らかとなった場合は、当該ため池を防災重点農業用ため池に指定しないこと又は防災重点農業用ため池の指定を解除することができるとされている。

令和5年3月末現在、防災重点農業用ため池は、全国に5万3,399か所⁵指定されている。

イ 調査結果

今回、調査対象⁶とした11都道府県の66市町村において、防災重点農業用ため池に指定されていないため池の中から、貯水量や周辺の住宅の立地状況等を踏まえ、1市町村当たり10か所の計660か所のため池を抽出し、防災重点農業用ため池に指定する必要があるか確認した。

11都道府県63市町村では、抽出した630か所のため池について、法令で規定された指定要件を踏まえ、指定の要否が判断されていた。

一方、2都道府県3市町村では、抽出した30か所のため池のうち17か所のため池については、同指定要件を踏まえ、指定の要否が判断されていたが、残りの13か所のため池については、次表のとおり、防災重点農業用ため池の指定の要否が十分検討されていなかった。

なお、当該13か所のため池はいずれも、当省の調査を契機として、防災重点農業用ため池として指定されるなど、必要な対応が進められている。

表1-(1)-② 防災重点農業用ため池の指定の要否が十分検討されていなかった事例

No.	事例の内容
1	2市町村において、浸水想定区域内に住宅と思われるものがあったが、 i) 平時は低水位管理により貯水量が減らされているなどの理由から当該ため池の危険性は低いと判断されたもの（1市町村3か所のため池）や、 ii) 特措法の施行に際し、防災重点農業用ため池の指定の検討が行われた結果、ため池に水がなかったことから危険性はないと判断されたもの（1市町村1か所のため池）があり、これらは市町村から都道府県に指定の依頼が行われていなかった。 本件について、農林水産省は、貯水機能を有しているため池であれば、水がない、あるいは低水位管理を行うため池であっても、貯水率100%時

² 平成30年度に国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構等が開発したシステム。ため池が決壊した場合の氾濫域を算定し、地図上に表示することが可能

³ ため池決壊時の浸水想定区域をシミュレーションすること。

⁴ 水深0.5m以上かつ流速1.0m/s以上又は水深1.0m以上かつ流速0.5m/s以上となることが想定される範囲をいう。

⁵ 調査対象とした11都道府県においては、防災重点農業用ため池として3万3,030か所が指定されている。

⁶ 都道府県については、管内で指定されている防災重点農業用ため池数が多い都道府県を基本に、近年の豪雨等によるため池の決壊、損傷の状況を加味しつつ11都道府県を選定した。また、市町村については、当該11都道府県内の防災重点農業用ため池を一定数有する全市町村に対して防災工事の実施状況やため池ハザードマップの作成状況等について先行的に調査を実施し、その結果を踏まえ、1都道府県当たり6市町村を選定した。

	の容量が指定要件を満たすか否かを確認の上、満たす場合は防災重点農業用ため池に指定することが適切であるとしている。 また、農林水産省は、低水位管理等を行っても貯水量は縮小されず、防災重点農業用ため池の指定の判断に特段影響しないことから、その取扱いについて特に周知はしていなかったが、当省の調査を契機に、都道府県に対して、低水位管理等を行うため池であっても指定要件を満たすものは、防災重点農業用ため池に指定することが適切である旨を周知した。 その後、i) については、防災重点農業用ため池として指定されている。 ii) については、市町村職員が現地を確認したところ、貯水はない状況にあることから、市町村担当課は廃止の意向を有しており、今後、更なる詳細な現地確認を行い、関係課や地元町内会等との協議を踏まえて手続を進めたいとしており、都道府県も引き続きその状況を注視するとしている。
2	浸水想定区域内に住宅と思われるものがあるにもかかわらず、当該ため池を防災重点農業用ため池に指定すべきか十分に検討されていなかったものがみられた（1 市町村 1 か所のため池）。 当該市町村では、これまで指定されていなかった経緯等は不明であるとしている。 その後、当該ため池については、指定要件に該当することが確認され、防災重点農業用ため池として指定されている。
3	ため池周辺に住宅と思われるものが確認されているものの、浸水想定区域図が未作成で指定の検討がされていないものがみられた（1 市町村 8 か所のため池）。 当該ため池は、令和元年 7 月の管理保全法による届出制度⁷発足当初には届出がなされておらず、3 年 10 月になって初めてため池データベース⁸に登録された。 都道府県が市町村に対し、指定の必要性についての意見を求めたところ、浸水想定区域図は未作成の状況にあったことから、市町村は当該ため池の管理者である土地改良区⁹に対し浸水想定区域図の作成を依頼したものの、農繁期であることを理由にすぐには作成できないと言われたため、防災重点農業用ため池の指定の必要性を検討できない状況であることが判明した。 当該ため池の中で最も大きいものは貯水量が 1 万 2 千 m³あり、ため池周辺には住宅と思われるものが複数確認されていることから、市町村の担当者は、当省の指摘を契機に浸水想定区域図の作成を行い、都道府県とも調整しながら、防災重点農業用ため池の指定に係る手続を進めているとしている。

(注) 当省の調査結果による。

⁷ ため池（国又は地方公共団体が所有するものを除く。）の所有者（管理保全法施行前に存在したため池については、所有者及び管理者）は、管理保全法第 4 条及び管理保全法附則に基づき、ため池を設置したときは、遅滞なく、ため池の名称、所在地等の事項を都道府県知事に届け出なければならないとされている。

⁸ 管理保全法第 4 条第 3 項の規定に基づき、ため池の名称、所在地等の事項を記録するデータベース

⁹ 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）の規定に基づき都道府県知事の認可により設立される公法人であり、土地改良事業による農業水利施設や農地の整備、整備された施設の維持管理などを行う。

このように、本来指定されるべきため池が指定されていない状況は、指定の趣旨・考え方についての地方公共団体の理解が不十分であることや、住宅等の有無の確認が不十分であることなどが原因と思われ、今回調査対象としていない都道府県においても起こり得ると考える。

この点、調査した都道府県の中には、指定の必要性を確認するために、市町村に対し、定期的にため池周辺の住宅等の有無について確認を求めることは、市町村の事務負担が大きいとして、定期的な報告を求めるのではなく、追加指定候補を随時報告させている都道府県がみられた。

これに対し、浸水想定区域内の状況の変化など管内の防災重点農業用ため池に関する情報をできるだけ正確に把握・更新するために、市町村に定期的に追加指定候補の報告を求めている都道府県がみられた。

定期的な報告を求めている都道府県の中には、次表のとおり、都道府県において追加指定候補のため池について氾濫解析業務を一括発注することで、市町村の事務負担の軽減にも配慮して支援を図りつつ、追加指定候補の把握に努めている事例がみられた。

表 1-(1)-③ 防災重点農業用ため池の追加指定を行うために、市町に支援を行いつつ、毎年度照会を行っている事例（兵庫県）

事例の内容	
兵庫県では、追加指定を行うことは定例の事務であることを市町に周知するため、防災重点農業用ため池の追加指定に係る照会を毎年度行っており、指定すべきものを把握するよう努めている。 また、同県では、管内市町の追加指定候補のため池について氾濫解析業務を県で一括して実施することで、市町の事務負担の軽減を図っている。 令和 4 年度における追加指定に至るまでの手続の流れ（想定スケジュール）は、次表のとおりである。	
表 1-(1)-③-ア 追加指定に至るまでの手続の流れ（想定スケジュール）	
実施時期	実施主体及び内容
随時	① 市町は、管理保全法第 4 条に基づくため池の管理者届や廃止届、管理者からの申出、現地パトロール等から追加指定候補のため池の情報を把握 ② 市町は、現地調査や航空写真等で指定要件に該当するか確認し、県事務所に相談
5 月	③ 県庁は、追加指定の判断に必要な氾濫解析業務を一括して実施するため、氾濫解析の要望量調査（氾濫解析が必要なため池数を把握する調査）を実施 ④ 県事務所は、管内市町に対して上記の要望量を調査し、内容確認、取りまとめを行い、県庁に回答
6 月	⑤ 県庁は、要望量調査の結果を精査し、氾濫解析業務を開始

7月下旬	⑥ 県庁は、氾濫解析結果を基に浸水想定区域を確認し、指定要件の有無を判定 ⑦ 県庁は判定結果を、県事務所を通じて市町に報告
8月下旬	⑧ 市町は、指定要件に該当すると思われるため池について、県事務所を通じて県庁に提出（県では、上記で氾濫解析を行ったため池だけでなく、ため池の周辺事情が変化し得ることを考慮し、過去に氾濫解析がなされているものも含めて受付）
9月上旬	⑨ 県庁は、追加指定について市町に協議するため、県事務所を通じ、市町に意見聴取
9月中旬	⑩ 市町は、追加指定に係る意見の回答を、県事務所を通じ、県庁に回答
9月下旬	⑪ 県庁は、追加指定を確定、告示、県ホームページにて公表

県では、令和2年10月に5,972か所のため池を指定した後、3年度も同様の手続に基づき追加指定をしており、3年度及び4年度の追加指定の実績をみると、次表のとおりである。

表 1-(1)-③-イ 追加指定の実績

年度	市町からの 指定候補報告件数 (A)	指定要件に 該当しないと判断した 件数 (B)	指定件数 (A-B)	指定年月日
令和3年度	86	22	64	令和3年9月30日
4年度	95	36	59	令和4年10月31日

県は、過去に氾濫解析結果を基に浸水想定区域を確認し、指定要件に該当しないと判断したため池であっても、その後、当該ため池の浸水想定区域内で宅地開発が行われるなど、市町がため池周辺の状況変化について把握したことを契機として、指定候補としての報告を受け、指定に至ったものがあるとしている。

このように、県では、今後も市町から追加指定の可能性のあるため池が報告された場合は、氾濫解析などの支援を行いつつ、市町と十分な協議の上、必要な追加指定を行っていくとしている。

(注) 当省の調査結果による。

ウ まとめ

前述イのとおり、指定の趣旨・考え方についての地方公共団体の理解や住宅等の有無の確認が不十分であることが原因と思われる、指定の検討が不十分な事例がみられたことから、各地方公共団体においては、引き続き、必要な確認を行うことが求められる。また、時代の変化とともに

に、農地であった所で宅地開発が行われ新興住宅街が出現する場合や、当初の住人が引っ越した等により空き家となる場合があるなど、事後的に周辺事情が変化し得るものであるため、その変化に柔軟に対応し、指定漏れを確認し、追加指定の検討を行うことが重要ではないかと考えられる。

【当省の意見】

したがって、農林水産省は、地方公共団体に対して、当省の調査で明らかになった事例を参考にして、指定の趣旨・考え方を改めて周知するとともに、ため池の周辺事情は常に変化し得るものであることを前提として、指定すべきため池が漏れていないか確認し、検討を行うよう促すこと。

(2) 劣化状況評価等の実施状況

ア 劣化状況評価等の進捗状況

(ア) 制度の概要等

特措法第2条第4項の規定において、劣化状況評価とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化によるため池の決壊の危険性の評価であるとされている。

また、特措法第2条第5項の規定において、地震・豪雨耐性評価とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨によるため池の決壊の危険性の評価であるとされている。

特措法による定義は、上記のとおりであるが、劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価（以下「劣化状況評価等」という。）の具体的な実施方法等は、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き」（令和3年3月農林水産省農村振興局整備部防災課）において、次表のとおり整理されている。

表1-(2)-① 劣化状況評価等の実施方法等

各評価の概要	
① 劣化状況評価	堤体内部の損傷、洪水吐き等のコンクリート構造物のひび割れ等の変状を計測、目視、管理者への聞き取り等により把握し、劣化によるため池の決壊の危険性を評価するもの
② 地震耐性評価	ため池及びその周辺の地質状況等をボーリング調査等により把握するとともに、ため池決壊時の下流への影響を考慮した重要度区分に応じて、堤体及び基礎地盤が所要の耐震性能を有しているか照査し、地震によるため池の決壊の危険性を評価するもの
③ 豪雨耐性評価	ため池上流の流域の地形、土地利用状況、降雨データ等を踏まえ設計洪水流量 ¹⁰ を決定した上で、ため池貯水池の設計洪水位に対する堤体、洪水吐きの流下断面等の水理性能（水の流速、流量等に対する流下能力）を照査し、豪雨によるため池の決壊の危険性を評価するもの

(注) 「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き」に基づき、当省が作成した。なお、ため池は、水をためる「堤体」（頂上部を「堤頂」）、洪水を安全に流下させるための「洪水吐き」、かんがい用水を取り入れるための「取水施設」などから構成されている（資料1及び資料3参照）。

特措法第5条第1項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、防災工事等基本指針に基づき、防災工事等推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるとされている。また、特措法第5条第2項の規定において、推進計画には、劣化状況評価の実施に関する事項や地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項、防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項などを定めるものとされている。市町村との役割分担及び連携に

¹⁰ 設計洪水流量は、ため池の改修に当たって、洪水吐き等の施設構造の設計上考慮される最大の洪水流量であり、確率的に200年に1回起こると推定される200年確率洪水流量等を考慮することとされている。また、設計洪水位とは、設計洪水流量の流水が洪水吐きを流下するときの堤体直上流（堤体の上流側）における最高水位をいう。

関する事項については、防災工事等基本指針において、各評価の実施主体に係る基本的な考え方等を、都道府県及び市町村の間であらかじめ調整し、推進計画にその役割分担を位置付けることが重要であるとされている。推進計画を定めようとするときは、特措法第 5 条第 3 項の規定において、都道府県知事は、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならないとされている。

劣化状況評価は、防災工事等基本指針において、廃止予定のものを除く全ての防災重点農業用ため池に対して実施することとされている。

他方、地震・豪雨耐性評価は、防災工事等基本指針において、廃止予定のものを除く防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度を踏まえて実施することで、必要な防災工事を集中的かつ計画的に実施する必要があるとされている。これについて、「「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（ため池工事特措法）の施行に当たっての共有事項」（令和 2 年 10 月 1 日付け事務連絡）にある「3 ため池工事特措法に関する Q&A 集（一問一答）」（以下「Q&A 集」という。）では、地震・豪雨耐性評価は全ての防災重点農業用ため池において必要なものであるが、評価には一定の期間と経費が必要であり、全ての評価を特措法の有効期間内に完了させることは困難であることから、地域の実情、これまでの防災工事等の実績、既に設定されている決壊した場合の影響度等を踏まえ、都道府県として特措法の有効期間内に評価すべき防災重点農業用ため池を選定する必要があるとされている。

なお、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法第 5 条に規定する防災工事等推進計画の策定等について」（令和 2 年 10 月 1 日付け 2 農振第 1843 号農村振興局長通知。以下「推進計画の策定等について」という。）では、特措法の有効期間内に劣化状況評価等の実施を予定する防災重点農業用ため池の箇所数等を実施目標として推進計画に記載することとされており、推進計画における目標ため池数は、Q&A 集によると、事業着手数で整理することとされている¹¹。

また、劣化状況評価等の実施に当たっては、Q&A 集において、次のような考え方が示されている。

- a 近年、劣化状況評価を実施したため池については、劣化状況評価実施済として取り扱うが、その後の定期点検又は経過観察において劣化の進行が確認された場合、改めて劣化状況評価の実施を検討すること。
- b 過去に近代的基準に基づき施工されたため池は、評価時点の技術水準で評価されているため、改めて現行設計基準に基づいた評価は不要であること。

¹¹ 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価及び防災工事のいずれも同様である。

- c 劣化状況評価で防災工事が必要と判定され、全面改修の設計の中で地震や豪雨に対する耐性が確保されるのであれば、その設計が地震・豪雨耐性評価の代替になること。

なお、劣化状況評価等は、国庫補助事業（農村地域防災減災事業（定額(10/10)））で実施可能とされている。

(イ) 調査結果

今回、調査対象とした11都道府県における全ての防災重点農業用ため池3万3,232か所¹²のうち、廃止予定のものを除く3万2,494か所について、令和4年度末時点の劣化状況評価等の進捗状況を確認した。

a 劣化状況評価

11都道府県はいずれも、次表のとおり、令和12年度までに全ての防災重点農業用ため池の評価に着手予定としている。着手予定の防災重点農業用ため池3万2,494か所のうち、2万2,060か所(67.9%)のため池で劣化状況評価に着手済みであり、1万9,242か所(59.2%)のため池で同評価を完了している。地域によって、特措法の施行以前から実施している評価で、劣化状況評価とみなすことのできる評価の実施状況が異なるなどの理由により較差はみられるものの、一定の進捗がみられた。

¹² 令和5年12月末時点で作成されていた最新の推進計画による。

表 1-(2)-② 調査対象 11 都道府県における劣化状況評価の進捗状況

都道府県	防 災 重 点 農 業 用 た め 池 数	うち令和 12 年度までの 着手予定数（防災 重点農業用ため池数 に対する割合）					
		うち令和 4 年度末時点 における評価着手数 （着手予定数に対す る割合）		うち令和 4 年度末時点 における評価完了数 （着手予定数に対す る割合）			
	A	B	(B/A)	C	(C/B)	D	(D/B)
宮城県	482	482	(100.0%)	450	(93.4%)	280	(58.1%)
福島県	1,392	1,392	(100.0%)	1,149	(82.5%)	942	(67.7%)
大阪府	2,481	2,481	(100.0%)	2,481	(100.0%)	2,481	(100.0%)
兵庫県	5,940	5,940	(100.0%)	5,647	(95.1%)	5,647	(95.1%)
和歌山県	1,886	1,886	(100.0%)	1,317	(69.8%)	1,096	(58.1%)
岡山県	4,007	4,007	(100.0%)	1,562	(39.0%)	1,562	(39.0%)
広島県	6,647	6,647	(100.0%)	4,814	(72.4%)	2,639	(39.7%)
香川県	3,042	3,042	(100.0%)	1,676	(55.1%)	1,676	(55.1%)
愛媛県	1,755	1,755	(100.0%)	1,167	(66.5%)	1,167	(66.5%)
福岡県	3,472	3,472	(100.0%)	1,541	(44.4%)	1,541	(44.4%)
佐賀県	1,390	1,390	(100.0%)	256	(18.4%)	211	(15.2%)
合計	32,494	32,494	(100.0%)	22,060	(67.9%)	19,242	(59.2%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「防災重点農業用ため池数」は、令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画に記載された防災重点農業用ため池数から廃止予定のものを除いた数である。

3 「うち令和 12 年度までの着手予定数」は令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数に、特措法施行以前に評価を実施した数を加えたものである。

なお、上記の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数については、「推進計画の策定等について」において推進計画を変更する場合、変更する年度以降の実施目標を記載することとされ、当該年度より前の実施数は除かれていることから、都道府県に推進計画の変更状況等を聴取した上で、特措法の有効期間全体（令和 3～12 年度）で実施する目標数に補正している。

4 「うち令和 4 年度末時点における評価着手数」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数」には、特措法の施行以前に評価に着手及び完了したため池の数を含めている。

5 「うち令和 12 年度までの着手予定数（防災重点農業用ため池数に対する割合）」、「うち令和 4 年度末時点における評価着手数（着手予定数に対する割合）」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数（着手予定数に対する割合）」における括弧内の数字は小数第二位を四捨五入している。

6 実施主体が市町村となっているものも計上している。

b 地震耐性評価

11 都道府県が令和 12 年度までに地震耐性評価に着手予定とする 1 万 6 か所の防災重点農業用ため池のうち、次表のとおり、5,632 か所（56.3%）のため池で地震耐性評価に着手済みであり、5,298 か所（52.9%）のため池で同評価を完了している。地域によって、特措法の施行以前から実施している評価で、地震耐性評価とみなすことのできる評価の実施状況が異なるなどの理由により較差はみられるものの、おおむね着手予定数に対して一定の進捗がみられた。

他方、全ての防災重点農業用ため池 3 万 2,494 か所からみると、特措法の有効期間内に評価に着手予定としているのは約 3 割であった。

特措法の有効期間後に着手予定の防災重点農業用ため池がある 8 都道府県では、全ての防災重点農業用ため池の評価の着手にはまだ時間を要するが、その理由について、i) 地震耐性評価を実施でき

る専門業者や機材の量にも限りがあること、ii) 他の評価と比較すると、地震耐性評価にはボーリング調査が必要となり、その実施に時間を要すること、iii) 他の評価で防災工事が必要と判断されたため池については、工事設計時に併せて地震耐性評価を実施していることで現時点では評価の対象数が見通せないことなどとしている。

表 1-(2)-③ 調査対象 11 都道府県における地震耐性評価の進捗状況

都道府県	防 災 重 点 農 業 用 た め 池 数	うち令和 12 年度までの 着手予定数（防災重点 農業用ため池数に対す る割合）		うち令和 4 年度末時 点における評価着手 数（着手予定数に対 する割合）		うち令和 4 年度末時 点における評価完了数 （着手予定数に対 する割合）	
		A	B (B/A)	C (C/B)	D (D/B)		
宮城県	482	482	(100.0%)	401	(83.2%)	248	(51.5%)
福島県	1,392	1,392	(100.0%)	1,082	(77.7%)	1,046	(75.1%)
大阪府	2,481	764	(30.8%)	539	(70.5%)	539	(70.5%)
兵庫県	5,940	738	(12.4%)	589	(79.8%)	589	(79.8%)
和歌山県	1,886	1,886	(100.0%)	200	(10.6%)	184	(9.8%)
岡山県	4,007	405	(10.1%)	308	(76.0%)	304	(75.1%)
広島県	6,647	669	(10.1%)	252	(37.7%)	152	(22.7%)
香川県	3,042	1,025	(33.7%)	761	(74.2%)	761	(74.2%)
愛媛県	1,755	624	(35.6%)	486	(77.9%)	480	(76.9%)
福岡県	3,472	1,449	(41.7%)	774	(53.4%)	774	(53.4%)
佐賀県	1,390	572	(41.2%)	240	(42.0%)	221	(38.6%)
合計	32,494	10,006	(30.8%)	5,632	(56.3%)	5,298	(52.9%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「防災重点農業用ため池数」は、令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画に記載された防災重点農業用ため池数から廃止予定のものを除いた数である。

3 「うち令和 12 年度までの着手予定数」は令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数に、特措法施行以前に評価を実施した数を加えたものである。

なお、上記の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数については、「推進計画の策定等について」において推進計画を変更する場合、変更する年度以降の実施目標を記載することとされ、当該年度より前の実施数は除かれていることから、都道府県に推進計画の変更状況等を聴取した上で、特措法の有効期間全体（令和 3～12 年度）で実施する目標数に補正している。

4 「うち令和 4 年度末時点における評価着手数」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数」には、特措法の施行以前に評価に着手及び完了したため池の数を含めている。

5 「うち令和 12 年度までの着手予定数（防災重点農業用ため池数に対する割合）」、「うち令和 4 年度末時点における評価着手数（着手予定数に対する割合）」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数（着手予定数に対する割合）」における括弧内の数字は小数第二位を四捨五入している。

6 実施主体が市町村となっているものも計上している。

c 豪雨耐性評価

11 都道府県が令和 12 年度までに豪雨耐性評価に着手予定とする 2 万 6,806 か所の防災重点農業用ため池のうち、次表のとおり、1 万 9,786 か所（73.8%）のため池で豪雨耐性評価に着手済みであり、1 万 7,327 か所（64.6%）のため池で同評価を完了している。地域によって、特措法の施行以前から実施している評価で、豪雨耐性評価とみなすことのできる評価の実施状況が異なることなどの理由により

較差はみられるものの、おおむね着手予定数に対して一定の進捗がみられた。

他方、全ての防災重点農業用ため池 3 万 2,494 か所からみると、特措法の有効期間内に評価に着手予定としているのは約 8 割であった。

特措法の有効期間後に着手予定の防災重点農業用ため池がある 4 都道府県では、全ての防災重点農業用ため池の評価の着手にはまだ時間を要するが、その理由について、i) 豪雨耐性評価を実施できる専門業者に限りがあること、ii) 他の評価で防災工事が必要と判断されたため池については、工事設計時に併せて豪雨耐性評価を実施するとしているので現時点では評価の対象数が見通せないことなどとしている。

表 1-(2)-④ 調査対象 11 都道府県における豪雨耐性評価の進捗状況

都道府県	防 災 重 点 農 業 用 た め 池 数	うち令和 12 年度までの 着手予定数（防災重点 農業用ため池数に対す る割合）				うち令和 4 年度末時 点における評価着手 数（着手予定数に対 する割合）		うち令和 4 年度末時 点における評価完了 数（着手予定数に対 する割合）	
		A	B	(B/A)		C	(C/B)	D	(D/B)
宮城県	482	482	(100.0%)			401	(83.2%)	254	(52.7%)
福島県	1,392	1,392	(100.0%)			1,142	(82.0%)	934	(67.1%)
大阪府	2,481	2,481	(100.0%)			2,271	(91.5%)	2,271	(91.5%)
兵庫県	5,940	5,940	(100.0%)			5,647	(95.1%)	5,647	(95.1%)
和歌山県	1,886	1,886	(100.0%)			1,306	(69.2%)	1,093	(58.0%)
岡山県	4,007	4,007	(100.0%)			1,560	(38.9%)	1,560	(38.9%)
広島県	6,647	6,647	(100.0%)			4,388	(66.0%)	2,541	(38.2%)
香川県	3,042	1,025	(33.7%)			756	(73.8%)	756	(73.8%)
愛媛県	1,755	938	(53.4%)			799	(85.2%)	790	(84.2%)
福岡県	3,472	1,449	(41.7%)			1,300	(89.7%)	1,300	(89.7%)
佐賀県	1,390	559	(40.2%)			216	(38.6%)	181	(32.4%)
合計	32,494	26,806	(82.5%)			19,786	(73.8%)	17,327	(64.6%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「防災重点農業用ため池数」は、令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画に記載された防災重点農業用ため池数から廃止予定のものを除いた数である。

3 「うち令和 12 年度までの着手予定数」は令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数に、特措法施行以前に評価を実施した数を加えたものである。

なお、上記の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数については、「推進計画の策定等について」において推進計画を変更する場合、変更する年度以降の実施目標を記載することとされ、当該年度より前の実施数は除かれていることから、都道府県に推進計画の変更状況等を聴取した上で、特措法の有効期間全体（令和 3～12 年度）で実施する目標数に補正している。

4 「うち令和 4 年度末時点における評価着手数」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数」には、特措法の施行以前に評価に着手及び完了したため池の数を含めている。

5 「うち令和 12 年度までの着手予定数（防災重点農業用ため池数に対する割合）」、「うち令和 4 年度末時点における評価着手数（着手予定数に対する割合）」及び「うち令和 4 年度末時点における評価完了数（着手予定数に対する割合）」における括弧内の数字は小数第二位を四捨五入している。

6 実施主体が市町村となっているものも計上している。

イ 住民に対する評価情報等の公表状況

(7) 制度の概要等

管理保全法第4条第3項の規定に基づき、都道府県知事は、管理保全法第4条第1項に規定された事項を記録するため池データベースを整備するとともに、次表のとおり、当該データベースに記録された事項のうち、法令で定められた事項をインターネットの利用その他の方法により公表することとされている。

表 1-(2)-⑤ ため池データベースに記録された事項のうち、法令に基づき公表することとされている事項

内容	根拠法令
① ため池の名称及び所在地	管理保全法第4条第3項
② ため池の所有者等の名称	・ 管理保全法第4条第3項 ・ 農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第9号）第6条
③ ため池の基礎地盤から堤頂までの高さ及び堤頂の長さ並びに貯水する容量	
④ 管理保全法第4条第1項の規定によるため池の所有者から届け出られた届出の年月日（当該届出がされていないときは、その旨）	
⑤ 管理保全法第7条第1項の規定による指定を受けているときは、当該指定の年月日	

(注) 管理保全法第4条第3項及び農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行規則第6条に基づき、本省が作成した。

また、農林水産省では、ため池周辺の住民に周知し、災害時の避難行動につなげる観点から、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律の運用について」（令和元年7月1日付け元農振第872号農村振興局長通知（令和5年3月31日一部改正））に基づき、管理保全法第4条第1項に規定された事項以外の詳細なため池諸元に関する情報や各種対策の実施状況に関する情報についてもため池データベースに登録することとしている¹³。

(4) 調査結果

前述アのとおり、特措法の有効期間後に地震・豪雨耐性評価に着手予定の防災重点農業用ため池がある都道府県がみられ、全ての防災重点農業用ため池の評価（ひいては必要な防災工事の実施）にはまだ時間を要する状況の中では、防災対策の現状を周辺住民等が認識し、災害に対する備えを進めておくことが重要であると考えられることから、次のとおり、都道府県における住民に対する劣化状況評価等の実施状況や評価結果、防災工事の実施状況等の情報の公表状況を確認した。

¹³ 「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」（令和元年6月策定。農林水産省農村振興局（令和5年3月31日一部改正））においても、詳細なため池諸元に関する情報や各種対策の実施状況に関する情報（資料4参照）については、ため池対策に有効な情報となることから、都道府県において補助事業を活用しつつ必要な調査を行い、引き続き、データベースに登録していくものとされている。

今回、調査対象とした11都道府県において、ため池データベースに記録された事項の都道府県ホームページでの公表状況を見ると、3都道府県（大阪府、広島県及び福岡県）では、法令で規定された事項のみを公表していたが、8都道府県（宮城県、福島県、和歌山県、兵庫県、岡山県、香川県、愛媛県及び佐賀県）では、法令で規定された事項以外に、各都道府県による判断に基づき、防災重点農業用ため池の指定の有無¹⁴などの情報を追加して公表していた。

他方で、ため池データベースに記録された事項を活用して評価の結果等を公表している都道府県はみられなかった。

そこで、調査した都道府県に対し、ため池データベースに記録された事項を活用して評価の結果等を公表する場合、どのような懸念があるか尋ねたところ、以下のような意見がみられた。

表 1-(2)-⑥ 今後、ため池データベースに記録された事項を活用して評価の結果等を公表するに当たっての懸念

No.	意見の内容
1	例えば、ため池データベースに記録された事項を用いて評価結果に基づく対策の必要性の有無を住民に公表しても、住民に分かりやすくかつ正確に危険性を伝えるのは困難であると思われるので、どのような内容を公表すればよいかは悩ましい。
2	ため池が災害時に決壊するのではないかと不安を抱えている住民や、ため池が迷惑施設と住民から思われていないかと不安を抱えている所有者及び管理者が存在する。 このような中、個別のため池の評価の結果等を公表する場合、ため池の所有者及び管理者への説明、更には周辺住民への説明を経た上でなければ、上記のような不安をあおることになりかねない。 しかし、これら関係者に丁寧な説明を行おうとすれば関係市町村の協力も不可欠であり、相応の労力を要する。

(注) 当省の調査結果による。

一方で、都道府県の中には、次表のとおり、ため池データベースに記録された事項の活用とは異なるが、防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の結果等を独自に取りまとめて、住民に対して公表している事例がみられた。

¹⁴ 「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」においては、防災重点農業用ため池の選定の有無についても、参考として公表することとされている。

表 1-(2)-⑦ 防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の結果等を独自に取りまとめて、住民に対して公表している事例（広島県）

事例の内容
広島県では、平成 30 年 7 月豪雨災害を契機に、県民のため池の安全に関する関心が高まっていることを受け、ため池ごとの浸水想定区域をホームページに掲載した上で、各ため池の劣化状況評価等の結果について、健全度を 3 段階（A：健全度が高い、B：健全度がやや低い、C：健全度が低い）に区分して公表するとともに、診断結果に応じた住民の取るべき行動を示し、災害時の自主避難などを促している（資料 5 参照）。

（注） 当省の調査結果による。

ウ まとめ

前述アのとおり、令和 4 年度末時点におけるため池の劣化状況評価等の状況をみると、各都道府県が特措法の有効期間内である 12 年度までに予定する各評価の着手予定数に対して、おおむね一定の進捗がみられた。

他方で、特措法の有効期間後に地震・豪雨耐性評価に着手予定のため池もみられるため、令和 12 年度以降も引き続き地震・豪雨耐性評価を実施し、必要とされる防災工事を適切に実施していくことが求められるが、リソースの制約等により、全ての防災重点農業用ため池の評価（ひいては必要な防災工事の実施）にはまだ時間を要する状況であり、多くの都道府県では、防災工事の着手の見通しも立てづらい状況にある（詳細は後述する項目 1-(3) 参照）。令和 2 年 10 月に特措法が施行されたが、附則¹⁵において、防災工事や評価の推進の在り方については、法施行後 5 年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、必要な措置が講ぜられるものとする旨が規定されている。今回の調査結果を踏まえ、農林水産省において、地域における実情等も把握し、評価や防災工事を推進させるための方策について具体的な検討を進めることが期待される。

また、前述イのとおり、劣化状況評価等の結果等を公表している都道府県は一部にとどまっているが、全ての防災重点農業用ため池の評価や必要な防災工事の実施にはまだ時間を要する状況の下にある。そこで、浸水想定区域図やため池ハザードマップなど現在公開されている情報と、新たに公開する劣化状況評価等の結果等の情報をホームページ上でリンクさせることなどにより住民に伝えることで、個々のため池に対する危機意識を高め、防災工事完了までの間の避難行動の判断にも役立ち得るのではないかと考える。

住民に対して公表すべき情報については、まずは、地方公共団体において評価や防災工事の進捗状況に応じて検討されるべきものではあるが、農林水産省においても、こういった情報をどのような形で住民に分かりやすく伝えていくべきか、検討を行うことが求められる。

¹⁵ 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進の在り方については、この法律の施行後 5 年を目途として、その施行の状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。（特措法附則第 3 条）

【当省の意見】

したがって、農林水産省は、防災重点農業用ため池の評価の結果等について、ため池データベースやため池ハザードマップを活用した公表など災害時における住民の避難行動につなげるための公表の在り方についても検討すること。

(3) 防災工事の実施状況

ア 防災工事の進捗状況

(7) 制度の概要等

特措法第5条第2項の規定において、都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、防災工事等基本指針に基づき、推進計画に防災工事の実施に関する事項や、実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項などを定めることとされている。市町村との役割分担及び連携に関する事項については、防災工事等基本指針において防災工事の実施主体に係る基本的な考え方等を、都道府県及び市町村の間であらかじめ調整し、推進計画にその役割分担を位置付けることが重要であるとされている。

なお、特措法第5条第3項の規定において、都道府県知事は、推進計画を定める場合は、あらかじめ関係市町村長に協議しなければならないとされている。

また、防災工事等基本指針においては、劣化状況評価等の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池については、優先度を明らかにした上で、特措法の有効期間内に必要な防災工事を実施することを目標とするとされている。「推進計画の策定等について」では、推進計画に、特措法の有効期間内に防災工事を予定する防災重点農業用ため池の箇所数等を実施目標として記載することとされている。

さらに、農林水産省は、過年度（特措法施行以前も含む。）に、劣化の解消及び地震・豪雨耐性を有するための工事が行われているのであれば、防災工事は実施済と判断することとしている。

なお、農林水産省では、防災工事の国庫補助事業を、次表のとおり用意している。

表 1-(3)-① 防災工事の国庫補助事業の内容

補助事業名	補助対象	補助率	主な補助要件
農村地域防災減災事業	防災工事	50%等	総事業費 800 万円以上、 受益面積 2ha 以上 等
農業水路等長寿命化・防災減災事業	防災工事	50%等	総事業費 200 万円以上、 受益者数 2 者以上 等
	廃止工事	定額	想定被害額 500 万円以上 等

(注)1 「ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業」（令和5年4月農林水産省農林振興局）による。

2 防災工事とは、特措法第2条第3項において、ため池の決壊を防止するために施行する工事（ため池を廃止するために施行する工事を含む。）とされているが、本表においては、防災重点農業用ため池を廃止するために施行する工事を「廃止工事」とし、「廃止工事」以外の改修工事を「防災工事」として用語を整理している。

(4) 調査結果

今回、調査対象とした11都道府県において、令和4年度末時点で劣化状況評価等の結果、防災工事が必要であると判断された防災重点農

業用ため池 1 万 89 か所のうち、都道府県が特措法の有効期間内である 12 年度までに防災工事に着手予定とする 2,380 か所について、4 年度末時点の防災工事の進捗状況をみると、次表のとおり、1,024 か所（43.0%）のため池で防災工事に着手済みであり、うち 622 か所（26.1%）のため池で防災工事を完了している。地域によって、特措法の施行以前から実施している工事で、防災工事とみなすことのできる工事の実施状況が異なるなどの理由により都道府県ごとの較差はみられるものの、おおむね着手予定数に対し一定の進捗がみられた¹⁶。

他方で、令和 4 年度末時点において防災工事が必要であると判断された防災重点農業用ため池 1 万 89 か所からみると、特措法の有効期間内に防災工事に着手予定としているのは約 2 割であった。

特措法の有効期間後に着手予定の防災重点農業用ため池がある 10 都道府県では、全ての防災重点農業用ため池の防災工事の着手にはまだ時間を要するが、その理由について、i) 劣化状況評価等が終わっていないために、最終的な防災工事の必要数が確定しておらず、現時点では見通しが立たないこと、ii) 防災工事を請け負う業者や機材の量にも限りがあること、iii) 防災工事の実施に係る所有者の同意取得など地元調整に時間を要することなどとしている。

¹⁶ 防災工事（廃止工事を除く。）は、実施した評価の結果を踏まえ、劣化対策、地震対策及び豪雨対策のうち必要であると判断された対策を行うが、「防災重点農業用ため池の劣化状況評価等の手引き」において、防災工事に当たっては、劣化の改善のための工事と地震・豪雨に対する所要の安全性を確保するための工事を一体的に実施し、効率的に防災対策を進めることとされている。

今回、防災工事の進捗状況を確認するに当たっては、いずれか 1 つ以上の対策を含む工事に着手している場合は着手済み、対策が必要とされた全ての対策を完了している場合に完了済みと整理している。

表 1-(3)-② 調査対象とした 11 都道府県における防災工事の進捗状況

都道府県	令和 4 年度末時点における防災工事が必要であると判断されたため池数 A	うち令和 12 年度までの着手予定数（防災工事が必要であると判断されたため池数に対する割合）		うち令和 4 年度末時点における防災工事着手数（着手予定数に対する割合）		うち令和 4 年度末時点における防災工事完了数（着手予定数に対する割合）	
		B	(B/A)	C	(C/B)	D	(D/B)
宮城県	247	47	(19.0%)	10	(21.3%)	4	(8.5%)
福島県	1,000	150	(15.0%)	34	(22.7%)	27	(18.0%)
大阪府	214	214	(100.0%)	18	(8.4%)	0	(0.0%)
兵庫県	1,668	400	(24.0%)	170	(42.5%)	79	(19.8%)
和歌山県	1,066	274	(25.7%)	221	(80.7%)	111	(40.5%)
岡山県	777	287	(36.9%)	71	(24.7%)	55	(19.2%)
広島県	2,458	35	(1.4%)	26	(74.3%)	7	(20.0%)
香川県	1,349	271	(20.1%)	71	(26.2%)	54	(19.9%)
愛媛県	359	216	(60.2%)	102	(47.2%)	43	(19.9%)
福岡県	820	448	(54.6%)	282	(62.9%)	242	(54.0%)
佐賀県	131	38	(29.0%)	19	(50.0%)	0	(0.0%)
合計	10,089	2,380	(23.6%)	1,024	(43.0%)	622	(26.1%)

(注)1 当省の調査結果による。

2 「令和 4 年度末時点における防災工事が必要であると判断されたため池数」は、劣化状況評価等の結果、令和 4 年度末時点でいずれか 1 つ以上の評価において防災工事が必要と判断されたため池の数である。

3 「うち令和 12 年度までの着手予定数」は令和 5 年 12 月末時点における最新の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数に、特措法施行以前に防災工事を実施した数を加えたものである。

なお、上記の推進計画で定められた特措法の有効期間中の実施目標数については、「推進計画の策定等について」において推進計画を変更する場合、変更する年度以降の実施目標を記載することとされ、当該年度より前の実施数は除かれていることから、都道府県に推進計画の変更状況等を聴取した上で、特措法の有効期間全体（令和 3～12 年度）で実施する目標数に補正している。なお、広島県は、特措法の有効期間前半（令和 3～7 年度）で実施する目標数となっている。

4 「うち令和 4 年度末時点における防災工事着手数」及び「うち令和 4 年度末時点における防災工事完了数」には、特措法の施行以前に防災工事に着手及び完了したため池の数を含めている。

5 「うち令和 12 年度までの着手予定数（防災工事が必要であると判断されたため池数に対する割合）」、「うち令和 4 年度末時点における防災工事着手数（着手予定数に対する割合）」及び「うち令和 4 年度末時点における防災工事完了数（着手予定数に対する割合）」における括弧内の数字は小数点第二位を四捨五入している。

6 実施主体が市町村となっているものも計上している。

イ 防災工事の着手数の増加に伴う所有者が不明であるなどのため池への対応

(ア) 制度の概要等

管理保全法第 5 条の規定において、ため池の所有者（管理者を含む¹⁷。以下「所有者等」という。）は、当該ため池の機能が十分に発揮されるよう、当該ため池の適正な管理に努めなければならないとされている。

管理保全法第 6 条の規定において、都道府県知事は、ため池の所有者等が当該ため池の管理上必要な措置を講じていないと認めるときは、

¹⁷ 「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」によると、所有者等には管理者を含むとされているが、管理者は、財産権に基づく全ての権利行使が可能である所有者と違って、所有者からの授権によって管理できる権限の種類や範囲が異なることから、防災工事の内容が管理者の権限の範囲内かどうかを確認する必要があるとされている。

当該ため池の所有者等に対し、防災工事の施行、管理者の選任その他の必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるとされている。

また、管理保全法第 10 条の規定において、都道府県知事は、管理保全法第 6 条の勧告を受けた特定農業用ため池¹⁸の所有者等が正当な理由がなく当該勧告に係る防災工事の施行をしないときは、当該特定農業用ため池の所有者等に対し、相当の期限を定めて、当該防災工事の施行を命ずることができるとされている。

さらに、管理保全法第 11 条の規定において、都道府県知事は、管理保全法第 10 条の特定農業用ため池の防災工事を施行すべきことを命ぜられた所有者等が当該工事を施行しないときや、所有者不明等により防災工事の勧告をすべき者を確知することができないとき等には、所有者等に代わって防災工事を施行することができるとされている。

なお、防災工事等基本指針において、防災工事に係る事業主体は、その実施内容が明らかとなった段階で、時間的余裕をもって所有者等と調整し、必要な手続を行うものとされているが、「推進計画の策定等について」において、所有者等が確知できない場合、都道府県知事は、管理保全法第 11 条第 1 項第 2 号に規定する代執行により必要な防災工事を行うことが適当であるとされている。

(イ) 調査結果

前述アのとおり、今後、防災工事に着手予定の防災重点農業用ため池が多くあり、また、劣化状況評価等が進捗するにつれ、防災工事が必要なため池の増加も見込まれることから、所有者不明のため池への対応が求められることも多くなると考えられる。

このため、今回、調査対象とした 11 都道府県において、管理保全法に基づく防災工事の代執行の実績がないか確認したところ、いずれの都道府県においても代執行の実績はなかったが、中には、次表のとおり、確知できない所有者等がいるため池の防災工事の着手に当たって、苦慮している事例がみられた。

¹⁸ 「防災重点農業用ため池の指定等について」において、特措法施行令各号に規定する防災重点農業用ため池の指定要件と、農業用ため池の管理及び保全に関する法律施行令第 1 条各号に規定する特定農業用ため池の指定要件は同じものであるとされている（脚注 1 再掲）。

表 1-(3)-③ 所有者不明のため池の防災工事の着手に当たって苦慮している事例

No.	事例の内容
1	水利権者から廃止要望があったため池で、市町村が所有者を探索したが、相続登記がされていない等により所有者を確知できなかった。このため、市町村が都道府県に対し、代執行の実施を検討してほしいと伝えたところ、都道府県は、紛争に発展した場合を懸念し、代執行以外の方法（例えば「所有者不明土地管理制度¹⁹⁾」）の検討が必要と判断して防災工事（廃止工事）には未着手となっている。
2	漏水があり優先的に防災工事が必要なため池であったが、所有者の法定相続人が約 220 人いることが想定され、市町村は確知して同意を得るのに時間を要していた。 このため、市町村では、防災工事の着手に遅れが生じる場合は、都道府県に代執行の実施について検討を依頼する意向であった。 これに対し、都道府県では、例えば、当該工事が軽微な変更²⁰⁾に該当するのであれば、代執行を用いずとも、各共有者の持分価格に基づき、過半数の同意を得れば可能であることから、代執行以外の方法の検討が必要として防災工事には未着手となっていた。 その後、改正民法が令和 5 年 4 月に施行され、都道府県では、当該工事は軽微な変更に該当すると判断して、市町村による用地取得が共有者の持分価格の過半数に達したことから、代執行を用いずに工事着手に至っている。 都道府県では、本件については各種手段を検討の末、代執行を用いないこととしたが、どの手段を用いるかについては先例も明らかではなく、大変苦慮したとしている。

(注) 当省の調査結果による。

これらの都道府県では、代執行のほか、令和 5 年 4 月に施行された改正民法の適用事例についても、先例を承知していないことから、いずれも確知できない所有者がいる場合の対応に苦慮したとしている。

このように、所有者不明を理由として防災工事着手に至るまでに苦慮している地方公共団体からは、農林水産省に対して、管理保全法に基づく代執行を行った地方公共団体の事例など、所有者不明のため池への対応について、事例収集を踏まえたフィードバックを求めたいとの意見がみられた。

¹⁹⁾ 所有者不明土地管理制度とは、令和 5 年 4 月に新たに創設された、民法第 264 条の 2 の規定に基づく制度で、裁判所は、所有者不明の土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、その請求に係る土地又は共有持分を対象として、所有者不明土地管理人による管理を命ずる処分をすることができる。また、所有者不明土地管理人は、民法第 264 条の 3 第 1 項の規定に基づき、所有者不明の土地の管理及び処分をする権利を有し、同条第 2 項の規定に基づき、当該土地の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為を行うことができるが、その範囲を超える行為であっても、裁判所の許可を得れば、可能とされている。

²⁰⁾ 共有物の共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができないとされていたが、令和 5 年 4 月施行の民法改正により、民法第 251 条第 1 項及び第 252 条第 1 項において、共有物に変更を加える行為であっても、形状又は効用の著しい変更を伴わないもの（軽微な変更）については、管理行為として各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決定できることが定められた。

ウ まとめ

今後、評価結果が判明するにつれて防災工事が必要なため池が増えてくることが想定されるが、防災工事に着手しようとする際に所有者不明に係る課題が顕在化し、防災工事の遅れにつながるおそれがある。

このため、農林水産省において、引き続き代執行の実施例を収集しつつ、令和 5 年 4 月に施行された改正民法によって、所有者不明土地の利用等に係る要件が緩和されていることも踏まえ、全国の地方公共団体における様々な所有者不明のため池への対応事例を収集し、地方公共団体による円滑な工事着手に資するよう、必要な情報提供などの支援を行うべきと考えられる。

【当省の意見】

したがって、農林水産省は、地方公共団体における防災工事の着手を円滑に進めるため、代執行を始めとした所有者不明土地に対する対応の取組例について収集を行い、それらの結果を地方公共団体に情報提供するなど、必要な支援を行うこと。

2 ため池の減災対策の実施状況

(1) ハザードマップの作成状況等

ア ハザードマップの作成状況及び避難場所等の表示

(7) 制度の概要等

管理保全法第12条の規定において、市町村長は、その区域内に所在する特定農業用ため池の決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めるものとされている。これを踏まえ、農林水産省が策定した「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」においては、市町村は、決壊した場合の影響度の大きいため池から優先し、ため池ハザードマップ²¹（以下「ハザードマップ」という。）の作成及び公表に努めることとされている。

なお、農林水産省が策定した「ため池ハザードマップ作成の手引き」（平成25年5月農林水産省農村振興局防災課）では、ハザードマップを作成する際に最低限必要な情報として、ため池の位置や規模、想定される災害と浸水予想区域、避難場所、避難経路と避難時危険個所、避難情報の伝達方法、緊急時の連絡先が挙げられている。

(4) 調査結果

今回、調査対象とした66市町村における、令和4年3月末時点のハザードマップの作成状況をみると、防災重点農業用ため池²²の中でハザードマップの作成対象とされているため池²³8,543か所のうち、4,229か所において作成済であった。

ハザードマップの作成状況を市町村別にみると、66市町村のうち、39市町村は作成対象の防災重点農業用ため池全てで作成済、22市町村は一部のため池で未作成、残りの5市町村は作成対象のため池全てで未作成であった。

²¹ ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものであり、地震や津波などそれぞれの災害現象について、予測される災害の発生地点、被害の範囲、避難経路、避難場所などの情報が地図上に図示されている。また、ハザードマップを利用することにより、災害発生時には地域住民の迅速かつ的確な避難誘導が可能となり、また危険箇所を示すことで二次災害発生を避けることもできるため、災害による被害の低減に有効とされる。

²² 管理保全法では、特定農業用ため池（決壊した場合の浸水区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となるおそれのあるため池）について、決壊に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他水害その他の災害時における円滑な避難を確保する上で必要な事項について、これらを記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずることにより、住民に周知させるよう努めることとされているが、今回、当省の調査においては、特定農業用ため池に限らず、国及び地方公共団体所有のため池を加えた防災重点農業用ため池を調査対象としている。

²³ 農林水産省は、都道府県に対し、「浸水想定区域内に存在する家屋等が数戸しかないなどの場合には、ハザードマップの代わりに浸水想定区域図を地域住民に配布することにより、ハザードマップの作成を省略できる」との見解を示しており、防災重点農業用ため池の中でもハザードマップの作成を必要とするため池数（廃止予定のない、浸水想定区域図で代用不可のため池数）のうち、ハザードマップを作成している防災重点農業用ため池数から、「ハザードマップを作成している防災重点農業用ため池の割合」（ハザードマップ作成率）を算出している。

このため、今回、当省の調査においても、防災重点農業用ため池の中でもハザードマップの作成対象とされているため池について、ハザードマップの作成状況を整理している。

未作成の防災重点農業用ため池がある27市町村は、未作成となっている4,314か所のため池について、今後、ハザードマップを順次作成予定としている。

また、66市町村のうち、ハザードマップを作成していた61市町村において、ハザードマップに掲載されている指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」²⁴）という。）が防災重点農業用ため池の浸水想定区域内にないか確認したところ、50市町村の766か所の避難場所等が浸水想定区域内にあった。

このうち、16市町村（32か所の防災重点農業用ため池）の26か所の避難場所等（指定緊急避難場所10か所、指定避難所9か所、指定緊急避難場所と指定避難所を兼ねている7か所）では、ため池の決壊時に想定どおりの水位²⁵まで浸水した場合、使用できない可能性があるにもかかわらず、ハザードマップ上には、何の注釈もないまま避難場所等として表示されていた。中には、当該避難場所等の想定水位が4.0m近くに達し得るものもあった。

上記26か所の避難場所等について、注釈を付けて表示されていない理由は次表のとおりである。

表 2-(1)-① ため池の決壊時に想定どおりの水位まで避難場所等が浸水した場合、使用できない可能性がある旨の注釈を付けて表示されていない理由

注釈を付けて表示されていない理由	避難場所等数
（注釈を付けずとも）避難場所等が浸水想定区域内にあれば、使用できない可能性があることは理解できると思われるため	17
防災重点農業用ため池が決壊した場合でも、必ず想定水位となるわけではなく、災害規模によっては使用できる可能性があるため	15
ほかの方法（回覧、説明会など）で当該避難場所等を使用できない可能性があることを地区の住民に情報提供しているため	5

（注） 当省の調査結果による。複数回答している場合があり、合計は、本表の調査対象とした避難場所等26か所と一致しない。

しかしながら、注釈がないと住民は安全な避難場所等として誤認するおそれがあり、また、ハザードマップの作成時の説明会などで避難場所等の使用可否に係る情報を提供した場合でも、説明会後に転居してきた住民や一時的にその地に滞在している旅行者などにその情報が周知されないことが考えられる。

²⁴ 今回、当省の調査において、避難場所については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）等の規定に基づき、市町村長が指定することとされる、津波、洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所である「指定緊急避難場所」と、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設である「指定避難所」を調査対象としている。

²⁵ 脚注4のとおり、歩行困難となる可能性があるのは0.5m以上の水位の場合であるため、浸水時に想定される水位が0.5m以上の避難場所等を対象としている。

一方で、調査対象とした市町村が作成したハザードマップの中には、防災重点農業用ため池の決壊地点によって浸水想定区域が異なることから、決壊地点ごとにパターンを分けて掲載し、決壊地点によっては避難場所等が浸水する可能性のあることについて注意書きを行うなど、住民への避難情報の説明を工夫している事例がみられた（資料 6 参照）。

イ ハザードマップの周知等

(ア) 制度の概要等

管理保全法第 12 条の規定において、前述のとおり、市町村長は、ため池決壊時の避難に関する情報について、住民に周知させるよう努めるものとされているが、浸水想定区域は、ため池が所在する市町村のみならず隣接する市町村に及ぶ可能性もある。

農林水産省は、管理保全法第 12 条における「住民」には、ため池が所在する市町村の住民のみならず、隣接市町村の住民も含まれるが、市町村長が自らの区域外の住民に対して直接的な周知を行うことは事実上難しいことから、ため池決壊時の避難に関する情報の周知等に当たっては、隣接市町村等の関係地方公共団体と協力・調整して対応すべきとしている。

しかし、浸水想定区域が隣接市町村に及ぶ場合、当該情報を誰がどのような方法で隣接市町村に提供すべきかについて、農林水産省が具体的に示したものはない。

(イ) 調査結果

a ハザードマップ情報の自市町村住民への周知状況

今回、調査対象とした 66 市町村のうち、ハザードマップを作成していた 61 市町村はいずれも、ホームページ等への掲載、各戸配布及び回覧、公共施設への掲示など何らかの方法により住民への周知を行っていた。

b ハザードマップ情報の隣接市町村への提供状況

上記 61 市町村のハザードマップを確認したところ、防災重点農業用ため池の決壊時における浸水想定区域が隣接市町村に及ぶため池は、33 市町村 126 か所みられた。

この 33 市町村（126 か所）の防災重点農業用ため池について、当該ため池に関する情報を当該隣接市町村に提供しているか確認したところ、次表のとおり、14 市町村は、全てのため池（46 か所）について隣接市町村に当該情報を提供していたが、残りの 19 市町村（65 か所）は、隣接市町村に情報を提供していない状況（情報提供を行ったかどうか不明を含む。）がみられた。

表 2-(1)-② 隣接市町村に浸水想定区域が及んでいる防災重点農業用ため池に関する情報提供状況

隣接市町村への情報提供の状況	市町村数	防災重点農業用ため池数	
		提供済	未提供
全ての防災重点農業用ため池について隣接市町村に情報提供済	14	46	-
一部の防災重点農業用ため池について隣接市町村に情報提供済であるが、一部の防災重点農業用ため池についての情報は未提供	4	15	13
隣接市町村へ情報は未提供	15	-	52
合計	33	61	65

(注)1 当省の調査結果による。

2 本表は、令和4年3月末時点の状況に基づき作成している。なお、同時点以降、隣接市町村に情報提供が行われたものも、未提供と整理している。

3 「未提供」には、情報提供したかどうか不明とした市町村数及び防災重点農業用ため池数（2市町村14か所）を含めている。

隣接市町村に浸水想定区域が及んでいる防災重点農業用ため池に関する情報の提供が行われていないものの中には、次表のとおり、万が一ため池が決壊した場合、隣接市町村にある住宅等に大きな影響を及ぼすおそれのある事例がみられた。

表 2-(1)-③ 隣接市町村に浸水想定区域が及んでいる防災重点農業用ため池に関する情報の提供が行われておらず、万が一ため池が決壊した場合、隣接市町村に大きな影響を及ぼすと考えられる事例

No.	事例の内容
1	貯水量が 26 万 m ³ を超す比較的規模の大きな防災重点農業用ため池であり、万が一決壊した場合は、隣接市町村に所在する住宅等が浸水するおそれがある。
2	万が一、隣接市町村に浸水想定区域が及んでいる防災重点農業用ため池が決壊した場合、浸水想定区域内にある別のため池に決壊したため池からの水が大量に流入してしまうと、その別のため池の決壊を招くおそれがあるなど、隣接市町村における被害が拡大しかねない。

(注) 当省の調査結果による。

また、一部又は全ての防災重点農業用ため池について隣接市町村に情報提供を行っていない 17 市町村（一部又は全てのため池について情報提供したかどうか確認できなかった 2 市町村を除く。）では、その理由について、次表のとおり、これまで隣接市町村に浸水想定区域が及ぶことを認識していなかったためなどとしている。

表 2-(1)-④ 隣接市町村に情報提供を行っていない理由

提供していない理由	市町村数
これまで（当省の調査を受けるまで）隣接市町村に浸水想定区域が及ぶことを認識していなかったため	12
（特措法施行前に作成されたハザードマップの中には市町村だけでなく都道府県が作成したものもあることや、都道府県のホームページで管内市町村のため池の浸水想定区域が公開されているなどの状況から）市町村が情報提供を行う必要はないと考えていたため	5
隣接市町村に影響が及ぶのは限定的であり、隣接市町村に情報提供を行うという考えに至らなかったため	1
災害時に情報提供を行えば足りると考えているため	1

（注） 当省の調査結果による。複数回答している市町村があり、市町村数の合計は、本表の調査対象とした 17 市町村と一致しない。

c 隣接市町村から提供されたハザードマップ情報の自市町村住民への周知状況

調査対象とした 66 市町村において、隣接市町村から、防災重点農業用ため池の決壊時における浸水想定区域に、自市町村の一部が含まれている旨の情報提供を受けた実績があるか確認したところ、12 市町村で、24 か所の防災重点農業用ため池について隣接市町村から浸水想定区域が及んでいる旨の情報提供を受けている状況がみられた。このうち、1 市町村では、これまで住民への周知の必要性特に意識していなかったため、1 か所の防災重点農業用ため池について隣接市町村から情報提供を受けたが住民への周知を行っていなかった。

ウ まとめ

前述アのとおり、ハザードマップを未作成の防災重点農業用ため池がみられる状況にあり、今後も引き続き作成状況を注視していく必要があるが、ハザードマップにおける避難場所等の表示に当たっては、災害規模や決壊地点によって浸水時に想定される水位や浸水想定区域は変わり得ることも考慮し、浸水時には使用できないおそれがあるなど適切な説明を加える必要があると考えられる。

また、ハザードマップの周知については、前述イのとおり、隣接市町村に情報提供を行っていない市町村や、隣接市町村から情報提供を受けたにもかかわらず住民への周知を行っていない市町村がみられたが、ハザードマップの情報について住民に周知されなければ、住民が当該情報を認識せず、万が一ため池が決壊した場合に備えて事前に浸水想定区域や避難場所等の確認を行うことができないおそれがある。

【当省の意見】

したがって、農林水産省は、市町村に対し、ハザードマップについて、当省の調査でみられたような事例がないか点検を促すとともに、点検の結果、同様の事例が確認された場合は、以下のような措置を講ずるよう検討を促すこと。

- ① 浸水時に使用できないおそれのある避難場所等については、適切な説明を加えること。
- ② 隣接市町村に浸水想定区域が及ぶ防災重点農業用ため池がみられた場合は、隣接市町村に必要な情報提供を行い、隣接市町村から情報提供を受けた市町村は、関係する住民に必要な情報の周知を確実に行うこと。

(2) 避難情報の住民への周知状況等

ア ため池に係る避難情報の発令基準の策定状況

(ア) 制度の概要等

災害対策基本法第 42 条第 1 項において、市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあっては、当該市町村の市町村長）は、市町村地域防災計画を作成することとされており、同計画には、同法第 42 条第 2 項において、「当該市町村の地域に係る（中略）情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、（中略）その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画」を定めることとされている。

「避難情報に関するガイドライン」（令和 3 年 5 月内閣府（防災担当））によると、地域防災計画に記載すべき具体的な内容として、避難情報の発令基準も含まれており、防災重点農業用ため池については、防災対策の実施状況、雨量等を基に避難情報を発令するとされている。

なお、農林水産省は、ため池の諸元、老朽化の程度、防災工事の実施状況、災害時に入手できる情報（水位等）等がため池ごとに異なり、統一的な危険水位の設定が困難であるとして、具体的な基準等を示していない。

(イ) 調査結果

今回、調査対象とした 66 市町村における防災重点農業用ため池に係る避難情報の発令基準の策定状況（令和 4 年 3 月末時点）をみると、8 市町村で、ため池に係る避難情報の発令基準を策定済としていた。

この 8 市町村が策定した、避難情報の発令基準の内容をみると、次表のとおりであり、7 市町村では、現地の気象情報や住民からの通報を基に現地を確認した上で、避難情報の発令を判断するという基準を策定していた。

これに対し、1 市町村では、94 か所のため池のうち 1 か所のため池については、水位計のデータを基に、降雨等により水位が設計洪水位を超えた場合などに避難情報の発令を行うとする基準を策定していた。

表 2-(2)-① 避難情報の発令基準の内容等

発令基準の内容	市町村数
気象情報、住民・ため池管理者からの通報や市町村職員の巡視等による情報（水位や堤体など施設の状況）を基に、降雨の状況により更に水位の上昇が見込まれる場合や亀裂を確認した場合などに避難情報を発令	7
① 管内 94 か所ある防災重点農業用ため池のうち、1 か所については、水位計を設置し、降雨等により水位が設計洪水位を超え、なお上昇のおそれがある場合などに避難情報を発令 ② 残りの 93 か所の防災重点農業用ため池については、水位計が設置できているため池はあるものの、設計洪水位が設定されていないため、気象情報や住民からの通報による情報を基に避難情報を発令	1

(注) 当省の調査結果による。

防災重点農業用ため池に係る避難情報の発令基準を策定していなかったとしている 58 市町村において、当該発令基準を策定できない理由を確認したところ、主な理由として、ため池ごとに貯水量や形状、改修状況等が異なり、現時点では、直ちに基準を策定できないことなどを挙げている。

他方で、当該 58 市町村の中には、次表のとおり、今後、防災重点農業用ため池の水位などのリアルタイム情報の把握ができるようになれば、住民の避難行動のための情報提供がしやすくなるのではないかとする市町村もあった。

表 2-(2)-② 今後、防災重点農業用ため池の水位などのリアルタイム情報の把握ができるようになれば、住民の避難行動のための情報提供がしやすくなるとする市町村の意見

No.	意見の内容
1	防災重点農業用ため池への観測機器の整備が進んだ場合、水位の情報と監視カメラの画像により、ため池決壊のおそれを判断し、避難行動のための情報提供をすることができるのではないかな。
2	現在は水位計を設置していないことから、台風や豪雨の予報があった場合、豪雨の程度に応じて点検を行うため池を選定して管理者に水位の状態等を確認するよう依頼しており、ため池の状況を把握する上で水位の変化は重視している。水位計等の設置が進むと避難行動のための情報提供をしやすくなるのではないかな。
3	一般的なため池であれば、一定以上の水位に達した後、洪水吐きから水が放出され、ある程度水位が減少する（一方的に水位が増え続ける状況にはなりにくい。）と考えられるが、現地の降雨状況等を確認するという視点で、水位計に加え、監視カメラも設置し、リアルタイムで現場の状況をピンポイントに確認できれば、避難行動のための情報提供がしやすくなるのではないかな。
4	流木などの落下物により雨量に反して決壊等の危険が高まる場合もあり、防災重点農業用ため池の状態を確認できるカメラの設置が進むと、避難行動のための情報提供がしやすくなるのではないかな。

(注) 当省の調査結果による。

イ 観測機器（水位計、監視カメラ等）の設置状況

(ア) 制度の概要等

農林水産省は、「平成 30 年 7 月豪雨等を踏まえた今後のため池対策の進め方」（平成 30 年 11 月 13 日農村振興局整備部）において、全てのため池に観測機器を備えることは難しいものの、影響が大きなため池については、ため池の状態を迅速に把握するための観測機器が必要との考えを示している。

また、農林水産省では、次表のとおり、ため池における水位等の観測機器の設置・運用に係る支援メニュー（国庫補助事業）を用意している。

表 2-(2)-③ ため池における水位等の観測機器の設置・運用に係る支援

	事業名	対象・支援内容	補助率	実施要件
機 器 設 置	農村地域防災減災事業			
	・ため池緊急防災環境整備事業 ・防災重点農業用ため池緊急整備事業	・防災重点農業用ため池において、災害の発生を未然に防止するために実施するもの	定額 (10/10)	受益面積 2ha 以上等
	・ため池洪水調節機能強化事業	・洪水調節機能の付与や洪水調節容量を活用するために実施するもの	50%等	防災受益 7ha 以上等
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	・危機管理対策として実施するもの	定額 (10/10)	総事業費 200 万円以上等
管 理 運 営	水利施設管理強化事業	・流域治水対策として実施するもの ・通信費、サーバー費用	50%	流域治水プロジェクト ²⁶ 等に位置付けられていること。
	多面的機能支払交付金	・共同活動に位置付けられたもの ・通信費、サーバー費用	定額	「多面的機能の増進を図る活動」における「防災・減災の強化」の活動項目を活動計画に位置付けること。
	中山間地域等直接支払交付金	・共同活動に位置付けられたもの ・通信費、サーバー費用	定額	集落等で協定を締結し共同取組活動に位置付けること。

(注) 「ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業」による。

(イ) 調査結果

今回、調査対象とした 66 市町村（1 万 1,447 か所の防災重点農業用ため池）において、水位計や監視カメラなどため池の現況を把握できる観測機器を設置しているか確認したところ、令和 4 年 3 月末現在で、19 市町村（166 か所のため池）では、豪雨・地震時における水位等の状況確認や、住民の自主避難の判断材料に活用することなどを目的として、観測機器を設置していた。

²⁶ 国、流域自治体、企業等が協働し、河川整備に加え、雨水貯留浸透施設や土地利用規制、利水ダムの事前放流など、各水系で重点的に実施する治水対策の全体像を取りまとめたもの

このうち、和歌山県和歌山市では、実際に、豪雨時や地震時のため池の水位状況を速やかに把握し、住民に情報提供することで早期避難や人的被害防止を図ることを目的とし、貯水量が約14万m³と規模が大きく、下流域に住宅が密集し、決壊時に甚大な被害が想定される防災重点農業用ため池にテレメータ（水位計・雨量計）を設置している事例がみられた。

当該ため池の観測状況はホームページで一般公開され、住民に分かりやすく周知するため、水位を基準に危険度を4段階に設定し、段階ごとに色分けをして表示されている（資料7参照）。

また、観測機器が未設置の47市町村の多くは、設置後の通信費等のランニングコストに係る費用負担の調整を課題としているが、観測機器を設置している19市町村の中には、次表のとおり、決壊した場合の影響度等を考慮し、必要性を十分検討した上で、計画的に設置を進めている市町村もみられた。

表 2-(2)-④ 必要性を十分検討した上で観測機器の設置を計画的に進めている市町村の事例

No.	観測機器の設置状況等
1	ハザードマップに係る住民説明会などにおいて、住民から、「ため池の危険性は理解したものの、いづどこに避難してよいかわからない」といった声が聴かれたことから、災害発生をより素早く察知し、住民の迅速な避難につなげる体制が必要と考え、農林水産省の防災重点農業用ため池緊急整備事業（表 2-(2)-③参照）を活用し、観測機器（水位計及び監視カメラ）を計50か所に設置した。 全ての防災重点農業用ため池に設置したい意向はあるが、予算の制約もあるため、今後も引き続き、決壊した場合の下流への影響度に基づく優先順位と営農の継続性を基に整備対象のため池を選定することとしている。 （宮城県仙台市）
2	ため池の状況を速やかに把握するため、観測機器（水位計、Web カメラ、雨量計等）の整備を進めており、現在14か所に設置している。 観測機器の整備を進めたことにより、気象情報等に基づく予測データに加え、ため池が所在する場所での雨量などリアルタイム情報を入手することが可能となっている。 整備に当たっては、ため池の大きさや立地状況（ため池直下に住宅等があるか否か）、設置する地区に偏りが生じないかといった点についても考慮している。 （福島県郡山市）
3	全てのため池に観測機器の設置が必要と考えるが、予算の制約上、全てのため池に設置するのは難しいため、堤体直下に住宅があり、決壊してから避難までに時間がないと考えられるため池を中心に設置を進めている。 （福岡県北九州市）

（注）1 当省の調査結果による。

2 本表は、令和4年3月末時点の状況に基づき作成している。

なお、調査対象とした都道府県のうち、兵庫県では、管内市町村における観測機器導入の参考のため、「ため池監視システム導入マニュアル」（令和 5 年 3 月兵庫県農林水産部農地整備課）²⁷を作成していた。

本マニュアルによると、令和元年～4 年に導入された兵庫県内外の事例では、初期導入費はおおむね 42 万円～200 万円／箇所、維持管理費（通信費、クラウド利用料²⁸）はおおむね 1 万 2 千円～15 万円／年とされている。

ウ まとめ

前述イのとおり、多くの市町村で観測機器が設置できておらず、リアルタイム情報を把握できていない現状では、避難情報の発令や災害時におけるため池に関する住民への情報提供は、主として気象情報、住民やため池の管理者等から寄せられる情報、現地での目視による確認に頼らざるを得ない側面もある。

しかしながら、豪雨等による大規模災害の状況下では、現地確認が困難となる場合もあり得ることを踏まえると、ランニングコストの負担などの制約がある中で、できるだけ多くの市町村で計画的に観測機器を設置していくことができる環境を整備することが望まれる。

【当省の意見】

したがって、農林水産省は、災害時におけるため池に関する情報の迅速な把握と住民の自主避難行動を促すため、下流への影響度等を考慮し計画的に観測機器の設置を進められるよう、既に設置した市町村の事例の収集・提供を行うなど、地方公共団体に対し、より一層の支援を行うこと。

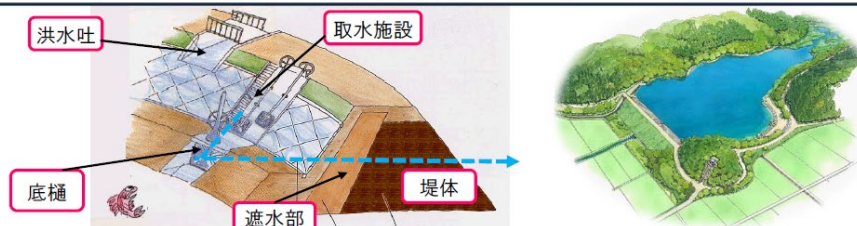
²⁷ 兵庫県ホームページ (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/nk11/documents/manyuaru.pdf>) 参照

²⁸ その他、保守点検費用が必要とされている。

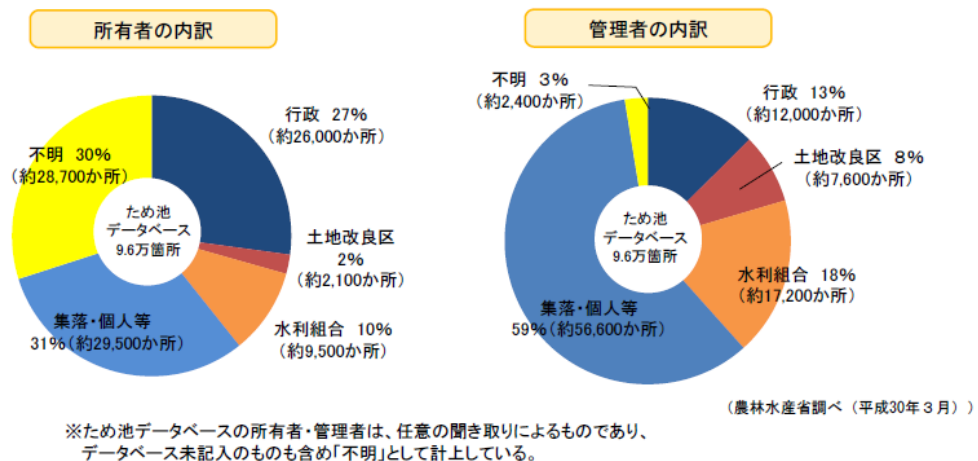
【ため池の概要】



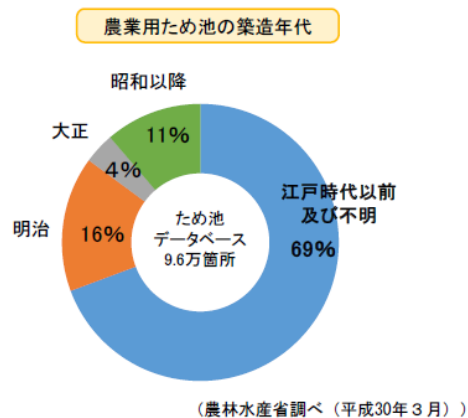
・ため池は、水を貯める「堤体」、洪水を安全に流下するための「洪水吐」、かんがい用水を取り入れるための「取水施設」などから構成されています。



【ため池所有者及び管理者】



【築造年代】



（注） 農林水産省ホームページに基づき、当省が作成した。

資料2 管理保全法と特措法の関係

	管理保全法 (農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成31年法律第17号))	特措法 (防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法 (令和2年法律第56号))
背景	・ため池の権利関係が不明確かつ複雑化 ・ため池の管理体制の弱体化により日常の維持管理に支障をきたすおそれ → <u>ため池の所有者等や行政機関の役割分担を明らかにし、ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を整備</u>することを目的	・決壊により下流の住宅等へ被害を及ぼすおそれのあるため池は全国に数多く存在 ・地方公共団体などからは、リソースの制約等があり、防災工事等を推進するためには財政支援や技術支援が必要との声あり → 防災重点農業用ため池に係る <u>劣化状況評価等及び防災工事を集中的かつ計画的に推進</u>することを目的
対象	<u>民間所有のため池</u> (データベースの整備等を除き、国・地方公共団体所有のため池は対象外)	<u>国・地方公共団体及び民間所有の防災重点農業用ため池</u>
内容	・所有者等による適正管理の努力義務、所有者等による都道府県へのため池情報の届出を義務付け、都道府県によるため池のデータベースの整備・公表等を規定 都道府県は、決壊した場合の浸水区域内に住宅等があり、居住者等の避難が困難となるおそれのあるため池を「特定農業用ため池」として指定	・国は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため防災工事等基本指針を策定 ・都道府県は、防災工事等基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等を集中的かつ計画的に推進 都道府県は、農業用ため池であって、その決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれがあるものを「防災重点農業用ため池」として指定
期限	なし	令和12年度末に失効(時限立法)

(注) 農林水産省の資料等に基づき、当省が作成した。

資料3 劣化状況評価等の内容等

	劣化状況評価	地震耐性評価	豪雨耐性評価
内容	防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が、ため池の決壊に直接的に影響する可能性のある堤体、洪水吐き、取水放流設備等を対象に漏水・変形等の変状を計測、目視、管理者への聞き取り等により把握し、劣化によるため池の決壊の危険性を評価するもの 	防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が、ため池及びその周辺の地質状況等をボーリング調査等により把握するとともに、ため池決壊時の下流への影響を考慮した区分に応じて、堤体及び基礎地盤が所要の耐震性能を有しているか照査し、地震による決壊の危険性を評価するもの 	防災工事の必要性を判断するため、専門技術者が、ため池上流の流域の地形、土地利用状況、降雨データ等を踏まえ設計洪水流量を決定した上で、ため池貯水池の設計洪水位に対する堤体、洪水吐きの流下断面等の水理性能(※)を照査し、豪雨によるため池の決壊の危険性を評価するもの  (※) 水の流速等に対する流下能力
実施対象	特措法の有効期間内に、廃止工事を実施するものを除き、<u>全ての防災重点農業用ため池</u>	特措法の有効期間内に、廃止工事を実施するものを除き、<u>下記に掲げる要件のいずれかに該当するものを優先して実施</u> ① 指定緊急避難場所若しくは指定避難所又は病院、警察署、消防署等の防災活動の拠点となる施設であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれのあるものが浸水区域に存すること。 ② 緊急輸送を確保するため必要な道路であって、防災重点農業用ため池の決壊により、その機能に支障が生じるおそれのあるものが浸水区域に存すること。 ③ その他都道府県知事が必要と認めるもの	
優先度	防災重点農業用ため池の貯水量並びに浸水区域に存する住宅等の数及び公共の用に供する施設の重要度を踏まえたもの		

(注) 農林水産省の資料等に基づき、当省が作成した。

資料 4 ため池データベースの登録項目

○： 本法第4条第1項の規定による届出事項に対応した登録項目
□： 上記以外

データベース登録項目		防災重点ため池 特定農業用ため池 防災重点農業用ため池	左記以外
1. コード[注1]	(1)コード番号	□	□
2. 名称	(1)名称、(2)読み(ふりがな)	○	○
3. 所在地	(1)所在地	○	○
	(2)緯度、(3)経度	□	□
4. 施設管理者	(1)名称、(2)住所	○	○
	(3)連絡先、(4)属性(管理者区分)[注2]	□	□
	(5)管理の権原の種類	○	○
所有者(堤)	(1)名称、(2)住所	○	○
	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	□	□
所有者(池敷)	(1)名称、(2)住所	□	
	(3)連絡先、(4)属性(所有者区分)[注3]	□	
5. 諸元・構造	(1)築造年(又は築造年代)	□	
	(2)型式	□	
	(3)天端幅	□	
	(4)堤高	○	○
	(5)堤頂長	○	○
	(6)総貯水量	○	○
	(7)法勾配	□	
	(8)流域面積	□	
	(9)満水面積	□	
	(10)かんがい受益面積	□	
	(11)かんがい戸数	□	
	(12)洪水吐諸元	□	
	(13)取水工諸元	□	
	(14)底樋諸元	□	
	(15)緊急放流施設の有無	□	
6. 改修歴	(1)改修年度、(2)改修内容	□	
7. ため池の区分	(1)届出の有無	○	○
	(2)届出の年月日	○	○
	(3)防災重点ため池の選定状況	□	
	(4)特定農業用ため池の指定の有無	□	
	(5)特定農業用ため池の指定年月日	□	
	(6)防災重点農業用ため池の指定の有無	□	
	(7)防災重点農業用ため池の指定年月日	□	
	(8)指定要件	□	
	(9)地震・豪雨耐性評価の実施要件への該当	□	
	(10)ため池重要度区分[注4]	□	
	(11)廃止状況	□	
8. 関連計画	(1)地震関連法定計画への記載の有無	□	
	(2)都道府県地域防災計画への記載の有無	□	
	(3)市町村地域防災計画への記載の有無	□	
	(4)水防計画への記載	□	
9. 地震時点検対象施設	(1)震度観測点、(2)観測点名	□	
	(3)緊急点検震度	□	
10. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の実施状況	(1)劣化状況評価の実施年度	□	
	(2)地震耐性評価の実施年度	□	
	(3)豪雨耐性評価の実施年度	□	
11. 劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価の結果による対策	(1)劣化に対する対策の必要有無	□	
	(2)地震に対する対策の必要有無	□	
	(3)豪雨に対する対策の必要有無	□	
12. ハード対策の実施状況	(1)劣化に対する対策の実施状況	□	
	(2)地震に対する対策の実施状況	□	
	(3)豪雨に対する対策の実施状況	□	
13. ハザードマップの作成状況	(1)作成の状況、(2)公表の状況	□	
14. 遠隔監視用観測機器の設置	(1)水位計の設置有無	□	
	(2)雨量計の設置有無	□	
	(3)監視カメラの設置有無	□	

(注) 1 「農業用ため池の管理及び保全に関するガイドライン」から引用

2 本資料において、「本法」とは管理保全法を指す。

3 資料中の[注1]～[注4]については以下に記載のとおりである。

[注1] コード番号とは、データベースにおける個別の農業用ため池の整理番号である。

[注2] 施設管理者の属性(管理者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。

[注3] 所有者の属性(所有者区分)とは、行政、土地改良区、組合、個人等を意味し、届出内容から選択する。

[注4] レベル1及びレベル2地震動に対する耐震性能を求める施設の重要区分

資料 5 防災重点農業用ため池の評価結果を独自に取りまとめて公表している事例（広島県）

令和3年度 ため池詳細診断 実施箇所及び結果一覧

市町	ため池名	ため池番号	所在地	診断結果 A：健全度が高い B：健全度がやや低い C：健全度が低い			浸水想定 区域図 ※PDFをクリック		
				劣化診断	豪雨診断	耐震診断			
■	■	■	■	A	C		PDF		

（参考）

診断結果の解説と取るべき行動

◆A：健全度が**高い**

- ・劣化診断：劣化が進んでおらず、一定の安定性があります。
- ・豪雨診断：豪雨の際に発生する洪水を安全に流下させることができます。
- ・耐震診断：震度5強程度の地震に対して、一定の安定性があります。

【取るべき行動】

一定の安定性がありますが、豪雨時や地震時に壊れないというわけではあり
ませんので、
市町から発信される避難情報等を確認して、行動を起こしてください。

◆B：健全度が**やや低い**

- ・劣化診断：劣化がやや進んでおり、適切な維持管理が必要です。
- ・豪雨診断：豪雨の際に発生する洪水を安全に流下させることができない可
能性がややあります。
- ・耐震診断：震度5強程度の地震が発生した場合、何らかの影響（ひび割
れ、一部崩壊等）を受ける可能性がややあります。

【取るべき行動】

雨が続く場合や地震が発生した場合は、
いつでも避難できるように準備しておいてください。

◆C：健全度が**低い**

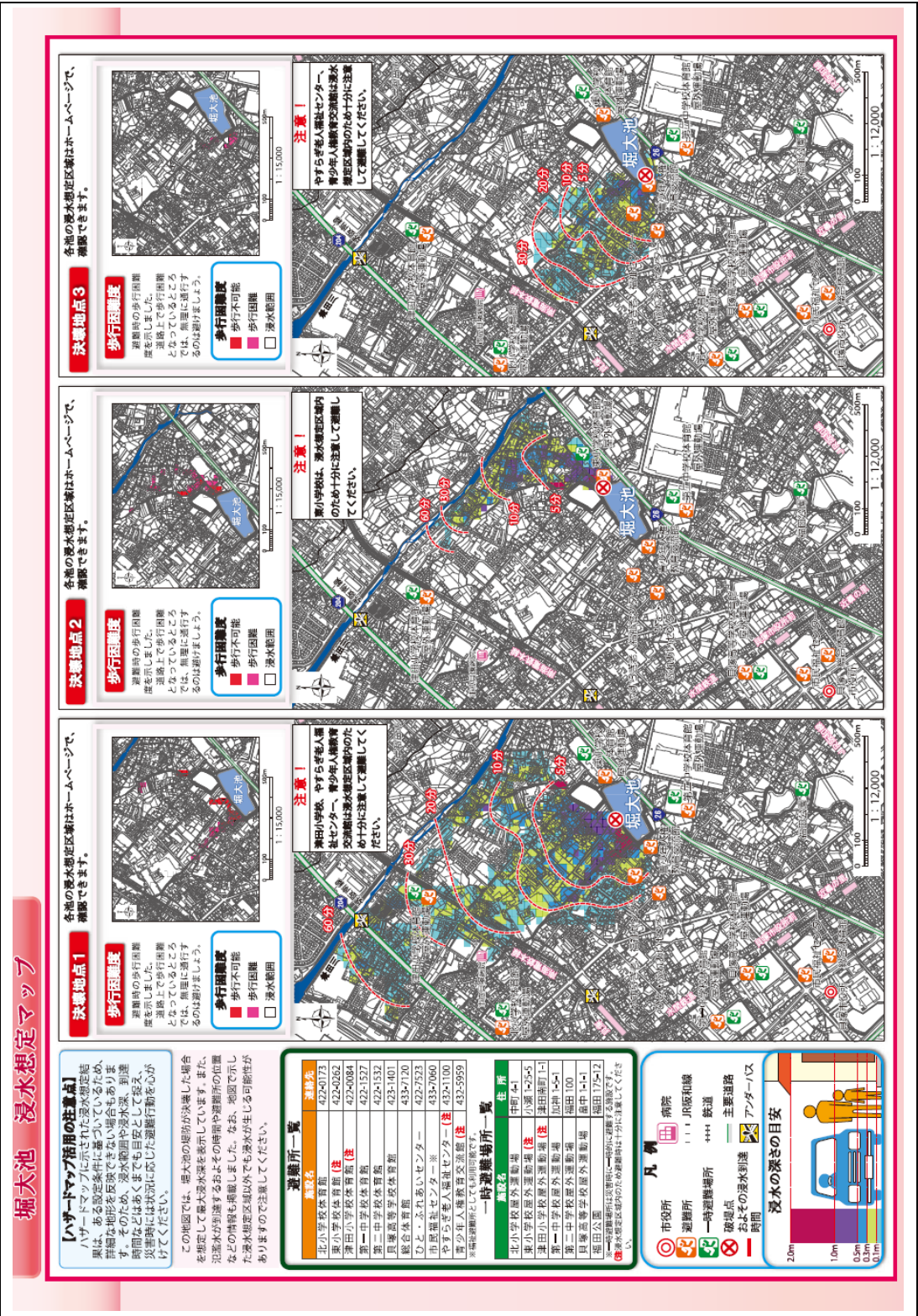
- ・劣化診断：劣化が進んでおり、定期的な監視が必要です。
- ・豪雨診断：豪雨の際に発生する洪水を安全に流下させることができない可
能性があります。
- ・耐震診断：震度5強程度の地震が発生した場合、何らかの影響（ひび割
れ、一部崩壊等）を受ける可能性があります。

【取るべき行動】

豪雨時や地震時に必ず壊れるというものではありませんが、
雨が続く場合や地震が発生した場合は速やかに避難行動を起こすように心が
けてください。

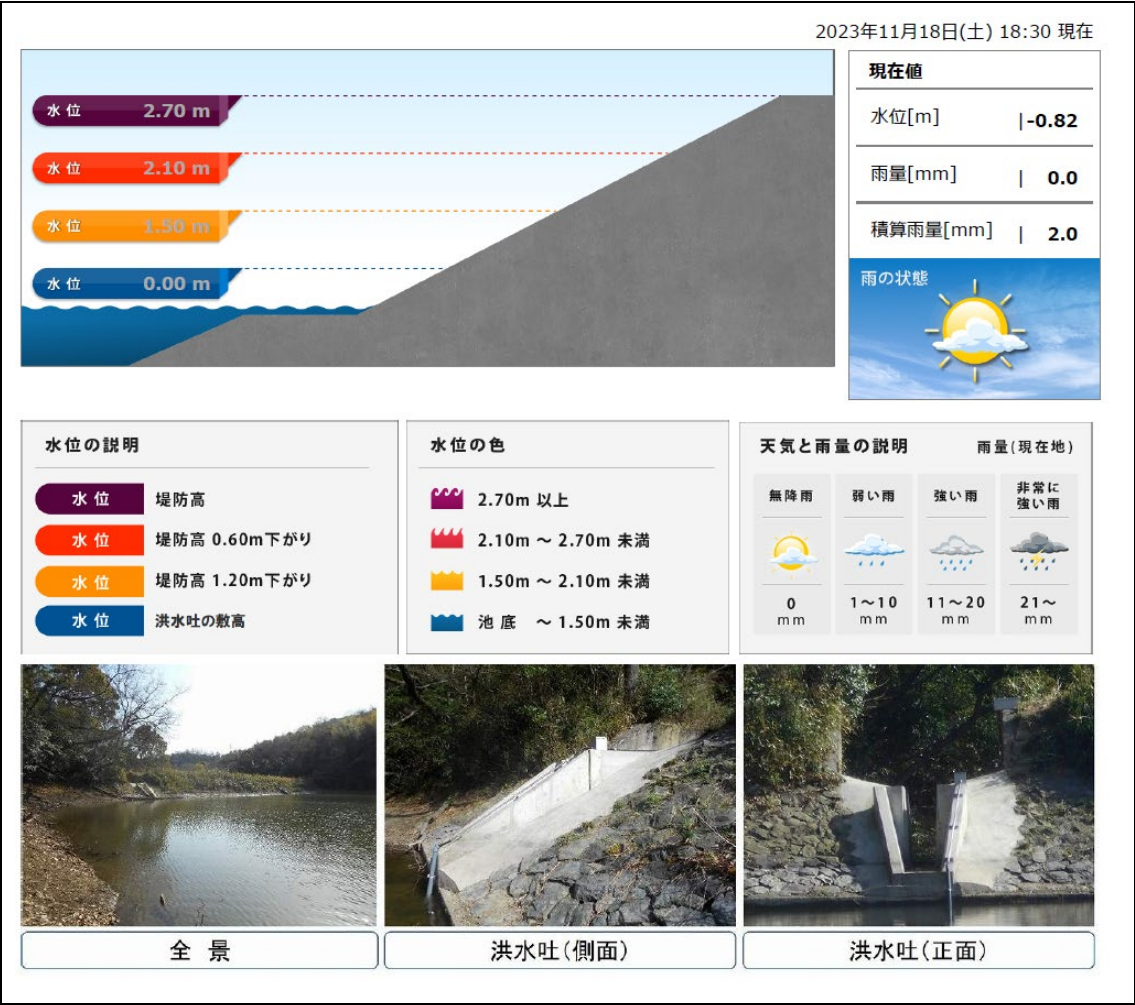
（注） 広島県ホームページから引用

資料 6 浸水想定区域を決壊地点ごとにパターンを分けて掲載するとともに、使用できない可能性のある避難場所等について注意書きを行うなど、住民に分かりやすく周知している事例（大阪府貝塚市）



(注) 大阪府貝塚市のホームページから引用

資料 7 災害時に水位等の情報を速やかに提供し、自主避難行動につなげることを目的に、ため池の観測状況をホームページにおいて公開している事例（和歌山県和歌山市）



(注) 和歌山県和歌山市のホームページから引用